

平成28年 5月23日 (月)

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので 平成28年 第5回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 委員総数15名中全員の出席です。 農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 徳丸委員、6番前後委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請番号17号 土地の所在は、 [redacted]、同地字 [redacted] 番地 [redacted]、同地字 [redacted] 番地 [redacted]、同地字 [redacted] 番地 [redacted]、同地字 [redacted] 番地 [redacted]、同地字 [redacted] 番地 [redacted]、同地字 [redacted] 番地 [redacted] の8筆合計面積 [redacted] m<sup>2</sup>です。 渡人は、[redacted] の [redacted] さん、受人は、[redacted] 番地の [redacted] さんです。 申請理由は、渡人は、県外在住で、管理出来ないため農地を処分したいということです。受人は経営規模拡大との意向があり、売買による所有権移転が成立したものです。</p> <p>続いて申請番号18号 土地の所在は、 [redacted] 番地 [redacted] m<sup>2</sup> 渡人は、[redacted] さん 受人は [redacted] さんです。申請理由は、受人は、申請地が自宅から1 Km程の距離にあり、受人の自宅に申請地が隣接していることから利便性を考慮して売買による所有権移転の話し合いが出来たものです。</p> <p>次に申請番号19号 申請地は、[redacted] 番地 [redacted] m<sup>2</sup> です。渡人は、[redacted] さん、受人は、[redacted] さんです。申請理由は、受人は、</p>

経営規模を拡大したいという意向で、これに渡人が協力するという  
ことで売買による所有権移転の話し合いが成立したものです。

次に申請番号20号 申請地は、  
番地  $\text{m}^2$ です。渡人は、  
さん  
受人は、  
さんです。申請事由は、渡人の高齢  
化により当該地の管理ができないため、受人の経営規模拡大の意  
向と合致し売買による所有権移転の話が成立したようです。

次に、申請番号21号 申請地は、  
番地  $\text{m}^2$ と  
番地  $\text{m}^2$ の  
です。渡人は、  
さん 受人は、  
の  
さんです。渡人は  
に住んでおり農地を管理できな  
く困っていたところ受人の意向と合致したための売買による所  
有権移転です。

議 長

それでは、議案第24号申請番号17号から21号について、事  
務局から説明がありましたが、質問等ありませんか。

(質問・意見等なし)

それでは承認される委員の挙手を求めます。

議 長

(全 員 挙 手)

議 長

議案24号農地法第3条の規定による許可申請についての申  
請番号17号から21号については、原案通り承認されました。

議 長

次に、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請につ  
いて事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、農地法第5条の規定による許可申請について申請番  
号14号についてご説明します。

所在地は、  
番地  $\text{m}^2$   
と  
番地  $\text{m}^2$ の2筆で合計面積は、  
 $\text{m}^2$ です。 渡人は、  
さん 受人は、同  
じく  
さんです。申請地が、受人の務める  
に隣接するため、  
として使用する  
による所  
有権移転の転用です。申請地は第3種農地です。

なお、位置図、位置写真、意見書等は、別添資料をご覧ください

	<p>い。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>次に、申請番号15号 [ ]番地の [ ]<sup>m<sup>2</sup></sup>です。渡人は、 [ ]さん 受人は、 [ ]さんです。 [ ]の太陽光発電施設を設置する売買による所有権移転の転用です。第2種農地であり売買による所有権移転です</p> <p>なお、位置図、位置写真、意見書等は、別添資料をご覧ください。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第25号申請番号14号15号について、事務局及から説明がありました。質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議長	<p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議長	<p>議案第25号は、承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第26号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。</p> <p>利用権設定で内訳は、田が76筆89,162<sup>m<sup>2</sup></sup>、畑が2筆2,451<sup>m<sup>2</sup></sup>です。内 農地中間管理事業分は、今回ありません。</p> <p>内訳ですが、設定内容別、地区別、個別については、ご覧いただきたいと思ひます。</p>
議長	<p>議案第21号 農用地利用集積計画について提案がなされましたが、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p>

	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>議案第26号は、承認されました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第27号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請番号32号について説明します。申請地は、  と <math>\text{m}^2</math>です。申請人は、  さんで50年ほど前より宅地として使用しており、  農地として使用したことはないということでの非農地申請です。  申請地は、農振地区内の土地です。  なお、位置図、位置写真、非農地証明願い等は別添資料をご覧ください。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>申請番号33号については、申請地は、  番地の <math>\text{m}^2</math>です。  のさんの非農地申請です。昭和56年頃に隣接する宅地と  共にこの農地を取得し、自宅と倉庫を建設した。申請地は、当時  より家庭菜園等で使用しており住宅敷地と一帯として使用して  いた。平成27年より現在までは、空き家となっている。  なお、位置図、位置写真、非農地証明願い等は別添資料をご覧ください。</p> <p>(事務局説明)</p>
議 長	<p>申請番号32、33号について、事務局及から説明がありまし  たが、質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>議案第27号議案は、承認されました。  本日の議事は、これですべて終了します。</p>

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

--	--